

令和 3 年 9 月 2 2 日

南会津町立小・中学校 保護者 様
南会津町立館岩幼稚園 保護者 様

南会津町教育長
(公印省略)

学校における新型コロナウイルス感染拡大防止対策について (通知)

このことについて、福島県教育委員会教育長より依頼がありました。町としましては、移行期間を設定し、下記の通りの対応をいたしますので、お知らせいたします。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に引き続きご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、今後の感染状況の変化により対応が変わる場合は、改めてお知らせいたします。

記

1 令和 3 年 9 月 2 1 日 (火) から同月 9 月 2 6 日 (日) まで【移行期間】

<移行期間における対応について>

- (1) 「感染リスクの高い学習活動」(部活動を含む。)について、可能な限り感染症対策を行った上で、徐々に実施します。
- (2) 宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征等は、原則として停止します。
- (3) 練習試合や合同練習会等は、可能な限り感染症対策を行った上で、感染リスクの低い活動から徐々に実施します。
- (4) 移行期間中は、児童生徒等の同居する家族に発熱等の症状が見られる場合の出席停止の措置を継続します。

2 令和 3 年 9 月 2 7 日 (月) からの対応について【レベル 1 への移行】

- (1) 「感染リスクの高い学習活動」(部活動を含む。)について、感染症対策を行った上で実施します。
- (2) 宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征等は、可能な限り感染症対策を行った上で実施可能となります。
- (3) 練習試合や合同練習会等を実施可能となります。

3 既に実施している対応の継続について

- (1) 緊急事態宣言対象地域(今後追加される地域も含む。以下同じ。)への不要不急の往来は引き続き自粛をお願いします。
- (2) やむを得ない事情により緊急事態宣言対象地域へ往来する場合は、往来後 2 週間の健康観察徹底を学校と連携してお願いします。
- (3) 学校の感染症対策については「学校における新型コロナウイルスに感染症に関する衛生管理マニュアル」(文部科学省)を参照し、適切に行います。
- (4) 児童生徒等及び教職員は、身体的距離が十分とれない時はマスクを着用しますが、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断される場合は、マスクを外すよう学校で指導します。

また、体育の授業におけるマスクの着用は必要ありませんが、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用するようにします。

(事務担当 学校教育課 塩生敬久 TEL0241-62-6300)